## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
保険会社	。 <mark>向けの総合的な監督指金</mark>	†	
1	<b>Ⅲ</b> -2-15(1)①	(1)において、①は報告、②は通報、③は実施を行った	Ⅲ-2-15(1)の規定については、保険会社から不祥
		ことの実態を記録したもので当局が確認されるというこ	事件の発覚に係る第一報(又は不祥事件等届出書の提
		とでよいか。	出)があった場合における、保険会社に対する確認事項
		具体的に(1)は、以下の理解でよいか。	を規定したものです。
		①「社内規則等に基づく取締役会等への報告→取締役	
		会等への報告を行っているか」と加筆されたことは、保	
		険代理店においても取締役会等への報告を行ったことを	
		議事録等により確認をさせる。	
2	III - 2 - 15(2)	「~業務の委託先又はそれらの役員若しくは使用人	ご意見を踏まえ、修正しました。
		(保険募集人又は少額短期保険募集人として登録又は	
		届出されている者を除く。)(以下、Ⅲ-2-15 におい	
		て「保険会社等」という。)か、保険募集人として登録	
		若しくは届出されている者又はそれらの役員若しくは	
		使用人(以下、Ⅲ-2-15 において「保険募集人」とい	
		う。)かに応じて、以下のとおり取扱うこととする。」	
		とあるが、「少額短期募集人として登録又は届出」を行	
		っているかどうかによって、不祥事件届出書の提出先や	
		業務の適切性の検証の着眼点が異なることとなるため、	
		保険会社向け監督指針の射程を踏まえると、「又は少額	
		短期保険募集人」を削除しても良いのではないかと考え	
		るがどうか。	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
3	III -2-15(2)②	保険募集人の行為に係る不祥事件届出義務者は保険会	不祥事件等届出書については、法令上、保険会社に
		社であるが、代理店が不祥事件の認定、責任の明確化等	提出が義務付けられているものであり、提出にあたって
		に利害を有している場合、保険会社が届出を行う際に代	は、保険会社は、事実関係の調査を十分に行う必要が
		理店も同行し、意見を述べる機会を認めてほしい。	あります。
4	Ⅲ-2-15(2)③イ.	「保険契約者等の判断に重要な影響を与えるような	「保険契約者等の判断に重要な影響を与えるような場
		場合であるにもかかわらず、保険会社等及び保険募集人	合」とは、例えば、保険募集人が、不特定の顧客から預
		が公表していない場合には、公表の検討が適切に行われ	かった金銭を費消・流用した事件など不特定多数の者に
		ているかを確認することとする。」とあるが、「保険契	注意喚起する必要がある場合のほか、金融商品取引所
		約者等の判断に重要な影響を与えるような場合」とはど	が定める適時開示基準に該当する場合などが考えられ
		のような場合か。	ます。
5	Ⅲ-2-15(2)③イ.	「公表していない場合には、公表の検討が適切に行わ	
		れているか」とは、具体的にどのような場合を想定して	
		いるのか、例示していただきたいし、また、できる限り	
		公表する基準を明確化していただきたい。不祥事件に該	
		当する事案が、漏れなく公表が必要になる事案であると	
		は考えていないが、その理解で良いか。	
6	Ⅲ-2-15(2)③ウ.	「事件の内容や性質等に照らし、当該事件が他の所属	例えば、二以上の所属保険会社等を有する保険募集
		保険会社等においても生じ得るものである場合」とは、	人において、特定の所属保険会社等の保険商品を利用
		具体的にどのような場合を想定しているのか、例示して	した金銭の費消・流用事故が発覚した場合などには、他
		いただきたい。	の所属保険会社等の保険商品も同様に利用されている
7	Ⅲ-2-15(2)③ウ.	下記 1. の乗合代理店(以下「本件代理店」という。)	可能性があると考えられます。
		において、下記2. の事象が生じた場合、不祥事件届出	また、このような場合には、他の保険会社等においても
		を提出しなければならない保険会社は、下記3. の理解	同様の事件が発生していないかに関して、必要に応じ
		で良いか。	て、保険募集人に対するヒアリングを行う等により確認す
		また、Ⅲ-2-15(2) ③ウに定められた「必要に応じ	ることとしているものです。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		て」「他の所属保険会社等で同様の事件が発生していない	保険会社は、業務の委託先において不祥事件(業務
		かを確認する」範囲は、下記4. の理解で良いか。	の委託先にあっては、当該保険会社が委託する業務に
		1. 本件代理店に関する前提事実	係るものに限る。)が発生したことを知った場合には、不
		(1) 本件代理店の所属保険会社等	祥事件等届出書を提出する必要があります。
		A生保、B生保、C生保、D生保、E生保、	
		F生保、G生保の合計7社	
		(2) 本件代理店が取り扱う(募集できる)医療保	
		険	
		7 社の医療保険	
		(3) 平成 28 年 5 月 29 日以降、本件代理店が採用	
		している医療保険の募集プロセス	
		① アンケートにより医療保障を検討する意向	
		があるかを把握する	
		② 規則第227条の2第3項第4号ハによって推	
		奨保険会社(商品)をA社・B社の2社(商	
		品)に絞り込む	
		③ 顧客が上記2社(商品)以外の提案を希望し	
		ない場合には、A社・B社の商品概要を明	
		示・説明する	
		④ その後は本件代理店側からの推奨を行わず、	
		顧客にA社・B社の商品のいずれかを選択し	
		ていただく → A 社の商品の申込みを行う	
		ことに決定	
		⑤ 最終意向の把握や当初意向との振り返りを	
		行う	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		(4) 最終的に顧客との間に締結された保険契約	
		A社の医療保険	
		2. 本件代理店に生じた事象(A社の医療保険に関す	
		る保険契約が締結されたという前提)	
		a. 上記 1. (3)①の段階において、法 294 条の 2 に 違反する事象が生じた b. 上記 1. (3)②の段階において、法 294 条・規則	
		第227条の2第3項第4号に違反する事象が生じた	
		c. 上記 1. (3) ③の段階において、法 294 条・規則 第 227 条の 2 第 3 項第 4 号に違反する事象が生じ	
		<i>t</i> =	
		d. 上記 1. (3)④の段階において、法 294 条・規則	
		第 227 条の 2 第 3 項第 4 号に違反する事象が生じた	
		e. 上記 1. (3)⑤の段階において、法 294 条の 2 に	
		違反する事象が生じた	
		3. 上記2.の各事象において不祥事件届出を提出し	
		なければならない保険会社の範囲	
		(1) 上記2a.の場合は、最終的に保険契約が	
		締結された引受保険会社であるA社のみとい	
		う理解で良いか。または、本件代理店が基本	
		的にA社・B社(商品)の推奨を行う方針の乗	
		合代理店であるからA社のみならず、B社か	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		らも不祥事件届出を提出しなければならない	
		のか (上記 1. (3)の募集プロセスであれば、	
		A社・B社以外のための保険募集プロセスに	
		おける違反でもあるとは解されないように思	
		われる。)。それとも、それ以外の範囲になる	
		のか。	
		(2) 上記2b.の場合は、最終的に保険契約が	
		締結された引受保険会社であるA社のみとい	
		う理解で良いか。または、B社のための保険	
		募集プロセスにおける違反でもあると解した	
		上で、B社からも不祥事件届出を提出しなけ	
		ればならないのか(この時点以降は、顧客が	
		A社・B社以外を希望しない限り、A社・B	
		社以外のための保険募集プロセスにおける違	
		反ではないと解される。)。それとも、それ以	
		外の範囲になるのか。	
		(3) 上記2c.の場合は、最終的に保険契約が	
		締結された引受保険会社である A 社のみとい	
		う理解で良いか。または、B社のための保険	
		募集プロセスにおける違反でもあると解した	
		上で、B社からも不祥事件届出を提出しなけ	
		ればならないのか。それとも、それ以外の範	
		囲になるのか。	
		(4) 上記2d.の場合は、最終的に保険契約が	
		締結された引受保険会社であるA社のみとい	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		う理解で良いか(B社ではなくA社の商品を	
		選択してもらう過程で生じた法令違反である	
		ため、B社のための保険募集プロセスにおけ	
		る違反でもあるとは解されないように思われ	
		る。)。それとも、それ以外の範囲になるのか。	
		(5) 上記2e.の場合は、最終的に保険契約が	
		締結された引受保険会社であるA社のみとい	
		う理解で良いか(B社のための保険募集プロ	
		セスにおける違反ではないと解される。)。そ	
		れとも、それ以外の範囲になるのか。	
		4. 上記 2. の各事象において「必要に応じて」「同	
		様の事件が発生していないかを確認する」範囲	
		必要性は個別判断されるため、本件代理店において情	
		報提供義務違反(比較推奨販売に関する法令違反を含	
		む)や意向把握義務違反が生じても、全ての所属保険	
		会社等に対して確認が求められる訳ではないという	
		理解で良いか。この点、上記2.の各事象であれば、	
		基本的にはA社とB社に対して確認が求められると	
		いう理解で良いか。	
8	Ⅲ-2-15(2)③ウ.	上記第3-1. の乗合代理店において、法第 294 条の	
		3に違反する事象が生じた場合には、当該事象がA生保	
		から G 生保の合計 7 社のうちどの生保のための保険募集	
		プロセスにおいて生じたのかを確認した上で、当該事象	
		がA生保とB生保のためだけに行われた保険募集プロセ	
		スにおいて生じた場合には、A生保とB生保のみが不祥	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		事件届出を提出しなければならないという理解で良い	
		か。または、当該事象と関係が認められるか否かを問わ	
		ず、いわゆる代申会社(仮にC社が代申会社であった場	
		合にはA生保とB生保に加えてC生保)も不祥事件届出	
		を提出しなければならないのか。それとも、それ以外の	
		範囲になるのか。	
9	Ⅲ-2-15(2)③ウ.	「二以上の所属保険会社等を有する保険募集人に係る	(1)について
		不祥事件等届出書を受理する際は、事件の内容や性質等	貴見の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、同一の
		に照らし、当該事件が他の所属保険会社等においても生	不祥事件であっても、所属保険会社等により、当該事案
		じ得るものである場合には、必要に応じて、当該保険募	との関係は区々であり、所属保険会社等による判断が
		集人に対してヒアリングを行う等により、他の所属保険	必ずしも同じものとなることを前提としているものではあ
		会社等で同様の事件が発生していないかを確認すること	りません。
		とする。」とあるが、(1)所属保険会社等による判断が	(2)について
		異なることも許容されるとの理解でよいか。(2)また、	財務局が、必要に応じて保険募集人に対してヒアリン
		同一保険募集人が他社契約で起こした事故の情報を把握	グを行うことによって、他所属保険会社の状況を把握す
		すること自体困難であり、保険会社の側に事前の確認を	ることなどを想定しているものです。
		求めるものではないことを確認させていただきたい。	
10	III - 2 - 15(2)(3)	現行	貴重なご意見として承ります。
		② 不祥事件等届出書の受理にあたって留意事項は、	なお、「保険契約者等の判断に重要な影響を与えるよ
		以下のとおりとする。	うな場合」とは、例えば、金融商品取引所が定める適時
		オ	開示基準に該当する場合なども考えられます。
		上記に係る不祥事件等届出書を受理する際は、当該保	
		険会社において、事件と関係しない部門において社内調	
		査等の適切な方法より事実確認を行ったものであり、届	
		出内容が不明確でないかどうか確認することとする。	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		が削除されている。削除しないでください。重要な部	
		分をなぜ削除するのか。	
		現行	
		③ 主な着眼点	
		カ	
		開示について、金融商品取引所が定める適時開示基準	
		に該当する場合を目安とした開示基準が規定されている	
		か。	
		が削除されている。削除しないでください。重要な部	
		分をなぜ削除するのか。	
		不祥事件の届出が、「事件と関係しない部門において社	
		内調査等の適切な方法より事実確認を行ったもの」であ	
		ること。「不祥事件が公表される開示基準の規定がされて	
		いること」は、利用者保護の確保、利用者利便の向上に	
		おいて、とても重要な項目である。	
		改正案	
		③ 不祥事件等届出書の受理にあたって確認事項は、	
		以下とおりとする。	
		イ. 保険契約者等の判断に重要な影響を与えるよう場	
		合であるにもかかわらず、保険会社等及び保険募集人が	
		公表していない場合には、公表の検討が適切に行われて	
		いるかを確認することとする。	
		「公表の検討が適切に行われているか」ではなく、「金	
		融商品取引所が定める適時開示基準に該当する場合を目	
		安とした開示基準が規定されているか。規定に沿った公	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		表がされているか」に変更してください。	
		「保険契約者等の判断に重要な影響を与えるよう場合	
		であるにもかかわらず」とあるが、金融商品取引所が定	
		める適時開示基準に該当する場合であることを明確にし	
		てください。	
		改正案	
		(3) 業務の適切性の検証	
		現行	
		③ 主な着眼点	
		カ	
		開示について、金融商品取引所が定める適時開示基準	
		に該当する場合を目安とした開示基準が規定されている	
		か。	
		が削除されている。削除しないでください。重要な部	
		分をなぜ削除するのか。	
		金融庁の保有する個人情報、個人情報ファイル簿に、	
		保険募集に関する不祥事件届出ファイルがあり、情報の	
		様式が公表されている。行政文書が存在しているので、	
		開示請求できる。	
		監督指針から不祥事件等届出書と、不祥事件の公表に	
		関する箇所が削除されているので削除しないでくださ	
		ιν <sub>°</sub>	
		金融庁は、透明かつ公正な金融行政を掲げている。不	
		祥事件が監督庁に届出されて、保険会社から公表される。	
		不祥事件の届出を国民が開示請求できる状態にしてくだ	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		さい。	
		現在、金融機関の不祥事件は、非公表となっている。	
		金融機関の不祥事件も、監督庁に届出されて、金融機関	
		から公表される。不祥事件の届出を国民が開示請求でき	
		るようにしてください。	
		金融機関の不祥事件も、公表の基準を定めて、金融機	
		関は公表するべきである。	
		金融庁は、国民が開示請求できるように金融機関の不	
		祥事件届出ファイルを公表してください。	
11	III - 2 - 15(3)	業務の適切性の検証にかかる着眼点として、保険会社	既存の教育・管理・指導の十分性や新たな施策の必要
		等には「保険会社等内における、役職員に対する教育・	性については、事故の発生原因分析の結果なども踏ま
		管理・指導は十分か。」、保険募集人には「保険会社の保	えて判断されるべきものと考えます。
		<b>険募集人に対する教育・管理・指導は十分か。」また「保</b>	
		険代理店内における、保険募集人に対する教育・管理・	
		指導は十分か。」とあるが、既存の教育・管理・指導の徹	
		底が行き届いていない場合も多いと思われる。その場合、	
		既存の教育・管理・指導の徹底を図るための対策が重要	
		であると考えられる場合には、必ずしも新たな追加的な	
		施策の設定・実施を求めるものではないという認識でよ	
		いか。	
12	III -2-15(3)2	(3)②として、「保険会社には、保険募集人に対する	ご意見を踏まえ、修正しました。
		管理責任があることに留意した上で、以下のとおり検証	
		することとする」とあるが、(3)②ア. において「保険募集人	
		の教育・管理・指導を担う保険会社に対する検証の着眼点は、	
		以下のとおりとする」と記載されており、「保険募集人に対する管	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		理責任」と「保険募集人の教育・管理・指導」は、実質的に保険	
		会社が担うものと考えられることから、統一しても良いのではな	
		いかと考えるがどうか。	
13		「保険会社の保険募集人に対する教育・管理・指導は	保険会社の従業員及び特定保険募集人を除く保険募
	(才)	十分か。」とあるが、保険会社の従業員及び特定保険募集人	集人に対する教育・管理・指導については、例えば、保
		を除く保険募集人に対する教育・管理・指導は、どのように行え	険代理店主への指導や業務マニュアルの整備など保険
		ば十分であると判断されるのか、確認したい。	代理店を通じた教育・管理・指導を行い、もって適切な保
			険募集管理態勢を整備する必要があると考えます。
14	Ⅲ-2-15(3)②ア.	保険会社に対する検証の着眼点として挙げられた(ア)	Ⅲ-2-15(3)は不祥事件と業務の適切性について、
		から(カ)の6点について、どのような不祥事件であっ	当局が検証する着眼点を示したものです。保険会社にお
		ても、不祥事件届出の最終報を提出する際に漏れなく記	いては、不祥事件等届出書を提出するにあたって、これ
		載が求められる訳ではない、つまり、不祥事件の内容や	らの着眼点を踏まえる必要があります。
		性質等によって個別に記載が求められる範囲が異なると	
		いう理解で良いか。	
		それとも、保険会社に対する検証の着眼点として挙げ	
		られた(ア)から(カ)の6点は、いわゆる会社不祥事	
		(保険会社の態勢不備が問題となる事案)に関して、不	
		祥事件届出の最終報を提出する際に漏れなく記載が求め	
		られることを意味するのか。	
15	Ⅲ-2-15(3)②イ.	保険募集人に対する検証の着眼点として挙げられた	
		(ア)から(カ)の6点については、「保険募集人の規模	
		や業務の特性、不祥事件の内容等を踏まえる」と定めら	
		れているが、これらの着眼点を漏れなく踏まえなければ	
		ならない事案として、具体的にどのような場合を想定し	
		ているのか、例示していただきたい。	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
16	Ⅲ -2-15(4)	「①において保険会社に対して必要に応じて法第 128	特定保険募集人等に対する立入検査や行政処分につ
		条に基づき報告を求め、さらに重大な問題があると認め	いては、法令に基づき、必要に応じて行うこととなりま
		られる場合には、法第 132 条又は第 133 条に基づき行政	す。
		処分を行うこととする。」とされ、「②においては、特定	なお、行政処分の基準等については、金融庁HP <u>「金</u>
		保険募集人に対して法第 305 条に基づき報告を求め、さ	<u>融上の行政処分について」</u> をご覧下さい。
		らに重大な問題があると認められる場合には、法第 306	
		条又は第307条に基づき行政処分を行うこととする。」と	
		あるが、特定保険募集人に対しては法第 305 条に基づく	
		立ち入り検査は行われないという理解でよいか。	
17	III - 2 - 15(4)	これまで代理店に対する保険業法に基づく行政処分は	
		行われていないと承知しているが、これからは行われる	
		ことがあるという当局の意図表明という理解でよいか。	
		代理店に対する行政処分の処分基準を明示すべきであ	
		る。	
18	III - 2 - 15(4)	第 307 条に基づく登録取り消しが行われる場合は、行	不利益処分(行政手続法第2条第4号にいう不利益処
		政手続法に基づく聴聞が行われるという理解でよいか。	分をいう。)を行う場合は、行政手続法及びその他の法
			令に基づいて手続きを行うこととなります。
19	IV -1-14(2)	監督指針「IV-1-14 団体保険又は団体契約の取扱い」	貴見のとおりです。
		につき、現行は「被保険団体の区分及び団体の区分に応	
		じて最低被保険者数等の団体要件を定める」旨が規定さ	
		れているが、改正案では「モラルリスクの排除や保険収	
		支の安定等を目的として最低被保険者数等の団体要件を	
		定める必要がある場合、適切な団体要件を定める」旨に	
		変更されている。	
		これをそのまま字面通りに受け止めれば、改正後はモ	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方		
		ラルリスクの排除や保険収支の安定等の観点から問題が			
		なければ団体要件を定める必要がないということになる			
		が、そのような理解でよいのか。			
認可特定保険業者向けの総合的な監督指針					
1	その他	今回示されている「認可特定保険業者向けの総合的な	貴重なご意見として承ります。		
		監督指針」改正(案)においては、不祥事件等届出書受	なお、保険業法上「当分の間」認められている認可特		
		理時における主な着眼点や監督上の対応について、体系	定保険業制度のあり方については、慎重に検討する必		
		的な整理などを行うとして、同時に示されている「保険	要があると考えています。		
		会社向けの総合的な監督指針」改正(案)と同様の改正			
		内容となっています。これは、本改正により今後も認可			
		特定保険業者に係る制度が存続していくことが前提とな			
		っているということか、当局の見解が明確に示されるよ			
		う要望します。			
		外資系保険会社を含む保険会社と比べて緩い監督基準			
		を認可特定保険業者に設けていることは、消費者保護の			
		観点から問題があることを繰り返し指摘してきました。			
		また、同様のサービス提供者に対して異なる規制基準を			
		設けることは、認可特定保険業者に対し競争上の優遇措			
		置を与えていることになり、世界貿易機関(WTO)の「サ			
		ービスの貿易に関する一般協定 (GATS)」上の義務に反し			
		ています。			
		認可特定保険業者は本来、平成 17 年保険業法改正にお			
		いて、過去に社会問題となった無認可共済を 2 年のうち			
		に保険会社や少額短期保険業者へ移行することを前提に			
		創設された制度であったはずです。平成22年4月の法改			

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		正にあたっては、改正法の施行後5年(平成28年5月)	
		を目途に特定保険業に係る制度について再検討すること	
		になっていましたが、再検討に向けた議論は未だ開始さ	
		れていないと認識しております。この点について、再検	
		討に向けた議論が開始されていない理由の説明がなされ	
		ることを要望します。	
		当初予定されていた見直し時期を迎えた今、「認可特定	
		保険業者向けの総合的な監督指針」を「保険会社向けの	
		総合的な監督指針」と同水準の厳しい監督基準とするこ	
		と、また、認可特定保険業者といった例外的な規制カテ	
		ゴリーの速やかな解消に向けた透明性のある議論を早急	
		に開始することを要請します。	

以上